

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度 (当初計画の中間見直し時点)				令和6年度までの事業 (計画改定時点)				進捗状況 (指標)
				施策	達成状況	担当課	関連事業・制度名等	施策	達成状況	担当課	関連事業・制度名等	
1	1. 市街地の適正な利用	①住宅系利用	i. 低層住宅地	宮戸地区、岡地区および根岸台地区については、河川沿いや農地等と一体となった自然環境と調和する低層住宅地として、低密度主体の土地利用により住環境を維持します。	B	まちづくり推進課	用途地域	宮戸地区、岡地区および根岸台地区については、河川や農地などの自然環境と調和する低層の戸建て住宅地として、良好な住環境を維持する。	B	まちづくり推進課	都市計画総務事務事業 (用途地域)	宮戸、岡、根岸台の低層住宅の割合 (%)
				—	—	—	—	B	開発建築課	建築行政事業	B	
2			ii. 中高層住宅地	低層住宅地以外の住宅地については、中高層住宅地における良好な住環境を維持、改善し、建築物の形態 (規模) や用途に配慮した適切な誘導を図ります。	A	まちづくり推進課	建築物の高さ制限導入	中高層住宅地については、良好な住環境を維持、改善し、建築物の形態 (規模) や用途に配慮した適切な誘導を図る。	B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業 (用途地区・高度地区)	中高層用途 (第一種低層住居専用地域以外) の面積 (㎡) 指導要綱 (H17-20) 及び開発条例 (H21-R5) に基づく協議書の締結累計件数 (件)
					B	まちづくり推進課	高度地区		B	開発建築課	【再掲】建築行政事業	
3			iii. 幹線道路沿道地区	国道・県道等の比較的広幅員を有する幹線道路沿道においては、周辺環境との調和や、沿道にあたる建築物の外観、看板・照明などのデザインの協調・ルール化等による沿道景観形成の向上に配慮しながら、自動車利用および地域生活の利便性向上に資する商業機能を許容し、日常生活を支える諸サービス機能を身近に備え地域の利便性を向上する住環境を持つ市街地形成を進めます。	B	まちづくり推進課	【再掲】用途地域	国道・県道などの比較的広幅員を有する幹線道路の沿道においては、周辺環境との調和や、朝霞市景観計画などに基づく沿道の建築物の形態・意匠・色彩や屋外広告物などのデザイン等の規制・誘導などによる沿道景観の向上に配慮しながら、自動車利用及び地域の利便性向上などに資する商業業務機能の立地を許容し、日常生活を支える様々なサービス機能を身近に備え、市全体もしくは地域の活性化や利便性を向上させる市街地形成に努める。	B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業 (用途地域)	254バイパスの市内における進捗率 (%) 254バイパスの市内における整備済延長 (m) シンボルロードを景観重点地区に指定した時期 (〇年〇月)
					B	まちづくり推進課	志木と光線整備事業		B	まちづくり推進課	志木と光線整備事業	
4			iv. 旧暫定逆線引き地区	旧暫定逆線引き地区については、その運用が廃止されたため指定されている各区域については当面、現在の環境を維持しつつ関係地権者等と協議のもとに望ましい土地利用の方向について検討します。	A	まちづくり推進課	暫定逆線引き土地利用検討事業	旧暫定逆線引き地区については、地区計画に基づき、生産緑地地区などの都市農地を生かし、自然と共存する良好な住環境の形成を図る。	B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業 (地区計画)	旧暫定逆線引き地区に係る地区計画の制定の時期 (〇年〇月) 旧暫定逆線引き地区に係る地区計画内の生産緑地の面積 (㎡) 旧暫定逆線引き地区に係る地区計画内の区画道路の整備率 (%) 旧暫定逆線引き地区に係る地区計画内の区画道路の用地取得率 (%)
					B	まちづくり推進課	地区計画		B	みどり公園課	生産緑地管理事業	
5				黒目川、新河岸川等の河川周辺については、親水空間の整備や自然環境を活かし、人々が余暇を楽しむような公園・緑地としての整備を検討します。	A	みどり公園課	わくわく田島緑地駐車場整備事業	「旧暫定逆線引き地区地区計画の区画道路整備計画」に基づき区画道路の整備を推進するなど、関係地権者などの協力のもとでまちづくりを進める。	B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業 (地区計画)	
					B	道路整備課	黒目川桜並木管理事業		B	道路整備課	黒目川桜並木管理事業	
6		②商業系利用	i. 朝霞駅周辺	朝霞駅周辺の道路や駅前広場など都市基盤整備の推進と、商店街の活性化に向け、不足集積の充実・空洞化対策や、商業業務機能の充実を図り、魅力と活力ある中心市街地としてにぎわいづくりを推進します。また、駅や商店街、周辺施設が連携し、歩行者や自転車などの安全性の確保や個性的な空間演出を進めるなど、利用者の快適性・利便性に配慮した環境づくりに努めます。	A	まちづくり推進課	朝霞駅南口周辺地区整備事業	朝霞駅周辺の道路など都市基盤整備の推進に加え、商店街の活性化に向け、魅力ある店舗の誘致などによる商業業務機能の充実やおもてなしが感じられる取組などによる空洞化対策を図るとともに、駅周辺の利便性を生かした医療・福祉などの各種生活サービスや行政サービスなどの都市機能の集約を図り、魅力と活力ある中心市街地としてのにぎわいづくりを推進する。	B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業	
					A	まちづくり推進課	朝霞駅北口周辺地区整備事業		B	産業振興課	商店会支援事業	
7				—	—	—	—	駅や商店街、周辺施設が連携し、歩行者や自転車などの安全性の確保や魅力的な空間演出を進めるなど、利用者の快適性・利便性に配慮した環境づくりに努める。	B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業	朝霞駅周辺における官民連携まちなか再生推進事業の実施 (実施) 朝霞駅周辺エリアビジョンの各施策の進捗状況 (ロードマップの進捗状況) 朝霞駅周辺の商店会の加入店舗数 (店舗) 朝霞駅南口交通安全対策協議会による検討の累計回数 (回) 放置自転車の回収台数 (台)
					—	—	—		B	まちづくり推進課	交通安全施設事業	
8				より多くの人の流れや交流を生み出す、回遊性のある魅力的な商業核の形成を図ることにより、本市全体の商業力向上を図ります。	B	道路整備課	朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業	より多くの人の流れや交流を生み出す、回遊性のある魅力的な商業の拠点の形成を図ることにより、本市全体の商業力向上を図る。	D	道路整備課	朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業	
					—	—	—		B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業	
9			ii. 北朝霞・朝霞台駅周辺	北朝霞地区地区計画による商業業務施設の誘導を今後も維持するとともに、周辺の住環境との調和にも配慮していきます。	A	道路整備課	朝霞台駅南口駅前広場の整備改修事業	北朝霞地区地区計画による商業業務施設の誘導を今後も維持するとともに、壁面後退区域の有効活用を行う。	B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業 (地区計画)	
					—	—	—		B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業	
10				—	—	—	—	多くの人が訪れたいと感じる賑わいの景観や魅力ある商業空間の形成を図るとともに、周辺の住環境との調和にも配慮する。	B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業	北朝霞地区地区計画の申請の累計件数 (件) 北朝霞・朝霞台駅周辺エリアビジョン (未来ビジョン) の策定状況 (〇年〇月策定) 経済センサスにおける小売事業所数 (店舗)
					—	—	—		B	まちづくり推進課	【再掲】景観まちづくり推進事業	
11				さらに駅利用者や周辺居住者など潜在的な消費購買層の獲得に向け、まちの回遊性の創出、商業業務機能の充実をはじめ多様な人々の需要を満たす魅力的、かつ複合的な機能の充実を促進します。	A	まちづくり推進課	北朝霞地区地区計画	駅利用者や周辺住民など潜在的な消費購買層の獲得に向け、まちの回遊性の創出、商業業務機能の充実をはじめ、多様な人々の日常生活における需要を満たす魅力的かつ複合的な機能の充実を促進する。	B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業	
					—	—	—		B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業	
12				—	—	—	—	比較的駅に近い大学や自然と共存する公共施設等ゾーンとの連携の強化を図る。	B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業	
					—	—	—		B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業	
13			iii. 国道254号沿道	—	—	—	—	国道254号 (川越街道) の沿道については、地域の経済を支えるまちづくりを進めるため、広域交通軸に面する立地特性を生かした商業業務系の土地利用の誘導を図る。	B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業	国道254号 (川越街道) 沿道をまちづくり重点地区に指定した時期 (〇年〇月)
					—	—	—		B	みどり公園課	【再掲】内閣木公園拡張整備基本構想等策定事業	
14			iv. その他の商業地	市内各地区の既存商店街については地域住民の利用促進を図るとともに、今後予想される高齢化の進行に対応し安心して買物ができる空間の形成、地区内商業地の充実、利便性の向上を目指す。	B	産業振興課	商店会支援事業	市内各地区の既存商店街については、地域住民の利用促進を図るとともに、今後予想される高齢化の進行などに対応するため、子どもや高齢者、障害のある人の生活圏を考慮し、誰もが徒歩圏内で安心して買物ができる空間の形成や利便性の向上を目指す。	B	産業振興課	【再掲】商店会支援事業	立地適正化計画の策定の時期 (〇年〇月) 朝霞市産業基本計画の策定期間 (〇年〇月)
					—	—	—		B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業	
15		③工業系利用		工業生産活動の維持や利便性を確保するよう、その妨げとなる建物用途の混在を防止します。あわせて周辺の住宅地など周辺環境との調和に配慮するよう誘導を図ります。	B	まちづくり推進課	【再掲】用途地域	工業生産活動の維持や利便性を確保するよう、その妨げとなる建物用途の混在を防止する。あわせて周辺の住宅地など周辺環境との調和に配慮するよう誘導を図る。	B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画事務事業 (用途地域)	幸町三丁目地区地区計画の策定期間 (〇年〇月) 根岸台三丁目地区地区計画の策定期間 (〇年〇月) 幸町三丁目地区 (旧4小跡地) 用途の変更時期 (〇年〇月) 幸町三丁目地区 (積水跡地) 用途の変更時期 (〇年〇月) あずま南地区地区計画の策定期間 (〇年〇月) あずま南地区用途の変更時期 (〇年〇月)
					—	—	—		B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画事務事業	
17	ii. 市街地周辺の適正な利用 (市街化調整区域の整序)	④荒川近郊緑地保全区域などの大規模緑地や河川周辺	—	荒川河川敷および朝霞パブリックゴルフ場一帯には、首都圏近郊緑地保全法による荒川近郊緑地保全区域が指定されており、生態系の保全・向上のための重要な区域として引き続き保全を図るとともに、レクリエーション (休養・娯楽) の場としての活用を図ります。	B	みどり公園課	スポーツ施設管理運営事業	朝霞パブリックゴルフ場を含む荒川河川敷一帯は、首都圏近郊緑地保全法による荒川近郊緑地保全区域が指定されており、生態系の保全・向上のための重要な区域として引き続き保全を図るとともに、レクリエーションの場としての活用を図る。	B	みどり公園課	公園管理事業 (スポーツ施設管理運営事業)	荒川近郊緑地保全地域の面積 (㎡) 河川沿いの景観重点地区の延長 (m)
					—	—	—		B	みどり公園課	【再掲】生産緑地管理事業	
18				—	—	—	—	黒目川、新河岸川などの河川周辺については、斜面林や農地なども含め水と緑の景観の保全に努めるとともに、人々が自然とのふれあいや余暇を楽しむような親水空間、緑地としての活用を図る。	B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業	
					—	—	—		B	みどり公園課	緑化推進事業	
19			i. 公共施設系	主に黒目川沿いに立地する東洋大学やわくわくどーむ (健康増進センター)、はあとびあ (総合福祉センター) などの施設の立地を活かし、今後も公共的な施設利用を維持するとともに、周辺の住宅地や駅周辺からのアクセス (接続) 性の向上および各施設周辺に残存する農地・自然環境との調和を図ります。	B	みどり公園課	緑化推進事業	黒目川周辺は、健康増進センター (わくわくどーむ) や総合福祉センター (はあとびあ) などの公共施設や東洋大学が立地するほか、日常的な憩いや余暇活動、健康づくりなどができる環境特性をふまえて、拠点的な病院の立地の推進など医療・福祉・教育施設が集約的に立地する土地利用を進める。	B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業	朝霞台中央病院の移転の時期 (〇年〇月) 東洋大学朝霞キャンパスの再整備完成時期 (〇年〇月) 市内循環バスわくわく号 (根岸台線) の累計本数 (本) グリーントレイルマップの策定期間 (〇年〇月)
					A	まちづくり推進課	【再掲】景観まちづくり推進事業		B	みどり公園課	【再掲】緑化推進事業	
20				—	—	—	—	鉄道駅や周辺市街地からのアクセスの向上及び周辺に残存する農地や自然環境との調和を図る。	B	まちづくり推進課	市内循環バス運営事業	
					—	—	—		B	みどり公園課	【再掲】緑化推進事業	
21			ii. 産業関連施設系	主に内閣木における工場や倉庫等の立地が進む地区については、隣接する既存集落地 (市街化調整区域内において人が集まって生活している地域) 等の周辺環境への配慮や環境悪化の防止とともに、調和のとれた土地利用の誘導を図ります。	B	開発建築課	朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例	国道254号バイパス周辺や内閣木などの工場や倉庫などの立地が多い地区については、隣接する既存集落地などの周辺環境への配慮や環境悪化の防止に努め、調和のとれた土地利用の誘導を図る。	B	開発建築課	【再掲】開発許可等指導事業 (朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例)	市街化調整区域における開発許可の累計件数 (〇件)
					—	—	—		B	みどり公園課	【再掲】内閣木公園拡張整備基本構想等策定事業	
22		⑥計画的利用を促進すべき地区	i. 基地跡地	国が基地跡地利用に関する方針を従来の「原則留保、例外公用・公共利用」から「原則利用、計画的有効活用」へと大きく転換したこととない、全市民的利用の観点から多面的な利用可能性の検討を行います。検討にあたっては、議会や市内の各種団体の代表などによる検討委員会を設置し、市民参画を図りながら具体的な議論を進めていきます。	B	政策企画課	基地跡地利用促進事業	国が基地跡地利用に関する方針を従来の「原則留保、例外公用・公共利用」から「原則利用、計画的有効活用」へと大きく転換し、その後本市で進められた基地跡地利用に関する検討の経緯をふまえて、平成27(2015)年12月に見直しが行われた「朝霞市基地跡地利用計画」に基づき、土地利用の誘導を図る。	B	政策企画課	基地跡地利用促進事業	朝霞市基地跡地利用計画の策定期間、変更時期 (〇年〇月) 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画の策定期間 (〇年〇月) 基地跡地地区地区計画の策定期間 (〇年〇月) 基地跡地暫定広場「あさかの森」の開設時期 (〇年〇月) シンボルロードの開通時期 (〇年〇月)
					B	みどり公園課	基地跡地暫定利用事業		B	みどり公園課	基地跡地暫定利用事業	
					C	みどり公園課	(仮称) 基地跡地公園・シンボルロード整備事業		B	みどり公園課	基地跡地公園・シンボルロード整備事業 (仮称) 基地跡地公園・シンボルロード整備事業	

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）				令和6年度までの事業（計画改定時点）				進捗状況（指標）
				施策	達成状況	担当課	関連事業・制度名等	施策	達成状況	担当課	関連事業・制度名等	
23	ii. 市街地周辺の適正な利用（市街化調整区域の整序）（前頁から続き）	⑥計画的利用を促進すべき地区（前頁から続き）	ii. その他の大規模跡地	—	—	—	—	工場や学校などの廃止や移転によって生じた大規模な跡地についても、市全体もしくは地域の活性化などに寄与する活用を検討し、適正な土地利用の誘導を図る。	B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業	内間木公園拡張整備基本構想の策定の時期（〇年〇月） 国道254号バイパス沿道の土地利用について（案）の策定期間（〇年〇月）
24				—	—	—	—	新たに開通した国道254号バイパスについては、自然環境に配慮し調和を図りながら、地域の活性化に資する施設の立地を行うことができるように、地区計画制度などを活用した規制・誘導を行う。	B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業	
25	⑦集落地・農地など	—	集落や農地等が残存している地区においては、道路や排水施設の改善により、農地や緑に包まれたゆとりある集落地（市街化調整区域内において人が集まって生活している地域）としての環境の維持・向上を図ります。また、貴重な自然的資源として農地の維持・保全を図ります。	B	開発建築課	開発許可制度	集落や農地など残存している内間木地域などにおいては、道路や排水施設の改善により、農地や緑に包まれたゆとりある集落地としての環境の維持・向上を図る。	B	開発建築課	【再掲】開発許可等指導事業（開発許可制度）（朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例）	農地転用許可の累計件数（〇件） 市内の市民農園数（箇所） 市街化調整区域内の市民農園の累計面積（㎡）	
26	—			—	—	—		農地についても、生産の場としてだけでなく、景観や防災など多様な機能を有し、都市にうるおいや安らぎを与える貴重な自然的資源として維持・保全を図る。	B	まちづくり推進課		【再掲】景観まちづくり推進事業
27	—			—	—	—		—	農業生産の基盤となる農地の貸し借りを促進し、農地を集約化するとともに、農地を保全するなど、農地の有効利用を促進する。	B		産業振興課

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（指標）		
				施策	達成状況	担当課	関連事業・制度名等	施策	達成状況		担当課	関連事業・制度名等
1	i. やさしさに配慮した道づくり	①全ての人にやさしい交通環境の整備	—	すべての人が円滑に移動できるよう、公共交通機関を利用する際の移動の利便性および安全性に配慮した駅舎や公共交通車両等の施設整備を促進します。	B	まちづくり推進課	交通安全施設事業	全ての人が円滑に移動できるよう、公共交通を利用する際の移動の利便性及び安全性に配慮した公共交通車両などの整備・改善を促進する。	B	まちづくり推進課	【再掲】交通安全施設事業	市内循環バスのバスロケーションの導入時期（〇年〇月） 公共交通計画の策定期間（R〇年度） 武蔵野線旅客輸送改善対策協議会及び東武東上線改善対策協議会への要望活動状況（対象年度に実施した回数） 市内循環バスロケーションシステムの導入時期（〇年〇月） 東弁財地区へのゾーン30プラスの設置時期（〇年〇月） 三原、幸町、緑ヶ丘地区へのゾーン30の設置時期（〇年〇月） 無電柱化計画の策定期間（〇〇年） 地域公共交通協議会の設置時期（〇〇年） 橋梁整備、維持管理施工件数（対象年度1年間の結果）
				主要道路における歩道整備や交差点改良を推進するとともに、交通規制やハンブ（走行スピードなどに注意を促すための段差舗装）設置などの道路構造の変更等について検討し、関係機関へ働きかけていきます。	B	道路整備課	道路舗装事業	自動車の速度の抑制や過渡交通の侵入を抑制するために、ハンブ（走行スピードなどに注意を促すための段差舗装）設置などの道路構造の変更や、無電柱化などについて検討し、関係機関へ働きかけていく。	B	まちづくり推進課	【再掲】交通施策推進事業	
				—	—	—	—	B	道路整備課	道路改良事業		
2	—	—	—	—	—	—	—	—	B	道路整備課	道路舗装事業	—
—				—	—	—	B	道路整備課	橋梁改修事業			
—				—	—	—	B	道路整備課	道路橋梁総務事務事業			
3	—	—	—	—	—	—	—	—	B	道路整備課	事業用地維持管理事業	—
—				—	—	—	B	まちづくり推進課	【再掲】景観まちづくり推進事業			
—				—	—	—	B	道路整備課	花と緑のまちづくり事業			
4	—	②環境・景観に配慮した交通環境の整備	—	道路は都市内における貴重な公共的な空間であり、豊かな歩道や植樹帯は公園・緑地とあいまって市内の貴重な緑や景観要素となることから、道路および沿道環境の整備にあたっては、地域の特性に応じて沿道空間と一体となった歩道、植樹帯、ポケットパークの整備に努めます。	A	まちづくり推進課	【再掲】景観まちづくり推進事業	公共的な空間である道路は、街路樹や公園・緑地とあいまって市内の貴重な緑や景観要素となることから、道路及び沿道環境の整備にあたっては、地域の特性に応じて沿道空間と一体となった歩道、街路樹、ポケットパークなどの整備に努める。	B	まちづくり推進課	【再掲】景観まちづくり推進事業	街路樹の本数（本） ポケットパークの数（箇所） まちなかのベンチの設置数（基）
—				—	—	—	B	道路整備課	花と緑のまちづくり事業			
—				—	—	—	B	道路整備課	【再掲】道路改良事業			
5	—	③歩行者空間の整備	—	あらゆる歩行者が安心して生活できるような道路交通環境の整備を目指します。また、河川沿いの水辺・緑地空間の活用や駅・公園・公共施設など、生活に身近な施設等へ歩行者および自転車利用者が快適に移動できるネットワークの形成を図ります。	B	道路整備課	歩道整備事業	高齢者や障害のある人など誰もが安心して生活できるような道路交通環境の整備を目指し、拡幅予定道路の歩道整備に積極的に取り組む。	B	道路整備課	歩道整備事業	【再掲】グリーンレイルマップの策定期間（〇年〇月） 道路のバリアフリー整備箇所の累計数（箇所） 歩道整備延長（m） 道路基本整備計画の策定期間（〇〇年） シェアサイクルのポート設置累計数（〇基） 矢羽根の整備済延長（m）
—				—	—	—	B	道路整備課	【再掲】道路改良事業			
—				—	—	—	B	道路整備課	道路用地取得事業			
6	—	—	—	—	—	—	—	—	B	まちづくり推進課	【再掲】交通安全施設事業	—
—				—	—	—	B	みどり公園課	公園管理事業			
—				—	—	—	B	まちづくり推進課	【再掲】交通安全施設事業			
7	—	—	—	都市計画道路などを利用し、街路樹等の緑を配した歩行者帯など、災害時における役割も含めた歩行者空間の確保を図ります。	B	道路整備課	【再掲】歩道整備事業	都市計画道路などを利用し、街路樹の緑を配した歩行者帯や自転車通行帯など、災害時における避難路や延焼防止などの役割も含めた歩行者・自転車空間の確保を図る。	B	道路整備課	【再掲】歩道整備事業	—
—				—	—	—	B	道路整備課	【再掲】道路施設維持管理事業			
—				—	—	—	B	道路整備課	【再掲】交通安全施設事業			
8	ii. まちの骨格となる道づくり	④幹線道路網の整備	i. 広域幹線道路	関越自動車道と連絡する国道463号（浦和所沢バイパス）や東京外かく環状道路などの幹線道路へのアクセス（接続）性と、県内主要都市間および市内各地域間の相互の交通を集約し処理できるような適切に配置、整備を進め、広域的な都市間連携を図るよう関係機関へ働きかけていきます。	B	まちづくり推進課	緑ヶ丘通線整備事業	関越自動車道と連絡する国道463号（浦和所沢バイパス）や東京外かく環状道路などの幹線道路へのアクセスと、県内主要都市間及び市内各地域間の相互の交通を円滑に処理できるような適切に配置、整備を進め、広域的な都市間連携を図るよう関係機関へ働きかけていく。	A	まちづくり推進課	緑ヶ丘通線整備事業	【再掲】国道254号（川越街道）沿道をまちづくり重点地区に指定した時期（〇年〇月）
—				—	—	—	B	まちづくり推進課	志木和光線整備事業			
—				—	—	—	B	まちづくり推進課	【再掲】志木和光線整備事業			
9	—	—	ii. 都市内幹線道路	都市内幹線道路は、市内各地域間および主要な施設間相互の交通を集約するとともに、隣接都市との連携の役割を果たすよう適切に配置し、整備を進めます。	B	まちづくり推進課	阿通線整備事業	都市内幹線道路は、市内各地域間及び主要な施設間相互の交通を集約するとともに、隣接都市との連携の役割を果たすよう、適切に配置・整備について検討を進める。	B	まちづくり推進課	阿通線整備事業	—
—				—	—	—	A	まちづくり推進課	駅西口富士見通線整備事業			
—				—	—	—	B	まちづくり推進課	【再掲】志木和光線整備事業			
10	—	—	—	市街地においては、集中的に発生する交通を集約して適切に処理し、かつその周辺地域内に通過交通が流入し良好な都市・生活環境を阻害しないよう配置し、整備を進めます。	B	まちづくり推進課	観音通線整備事業	市街地においては、交通を適切に処理し円滑な交通を確保するとともに、市街地内への不要な通過交通の抑制を図り、良好な都市・生活環境を維持する。	B	まちづくり推進課	【再掲】志木和光線整備事業	【再掲】東弁財地区へのゾーン30プラスの設置時期（〇年〇月） 【再掲】三原、幸町、緑ヶ丘地区へのゾーン30の設置時期（〇年〇月） 【再掲】歩道整備延長（m） 長期未整備都市計画道路の見直し累計回数（回） 志木和光線の整備率（%） 阿通線の整備状況（m） 駅東通線の整備状況（m） 駅西口富士見通線の整備状況（完成時期、延長距離） 緑ヶ丘通線の整備状況（完成時期、延長距離） 観音通線の整備状況（完成時期、延長距離） 市道8号線の再整備延長（ユニバーサルデザイン、バリアフリーなど）（m）
—				—	—	—	B	まちづくり推進課	長期未整備都市計画道路見直し事業			
—				—	—	—	B	まちづくり推進課	駅東通線整備事業			
11	—	—	—	市街地においては、集中的に発生する交通を集約して適切に処理し、かつその周辺地域内に通過交通が流入し良好な都市・生活環境を阻害しないよう配置し、整備を進めます。	B	まちづくり推進課	事業用地維持管理事業	市街地においては、交通を適切に処理し円滑な交通を確保するとともに、市街地内への不要な通過交通の抑制を図り、良好な都市・生活環境を維持する。	B	まちづくり推進課	【再掲】事業用地維持管理事業	—
—				—	—	—	B	まちづくり推進課	交通安全啓発推進事業			
—				—	—	—	B	まちづくり推進課	【再掲】交通施策推進事業			
12	—	—	—	—	—	—	—	—	B	まちづくり推進課	【再掲】交通安全施設事業	—
—				—	—	—	B	道路整備課	【再掲】道路改良事業			
—				—	—	—	B	道路整備課	【再掲】歩道整備事業			
13	—	—	—	—	—	—	—	—	B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業（長期未整備都市計画道路見直し事業）	—
—				—	—	—	B	道路整備課	道路台帳整備事業			
—				—	—	—	B	まちづくり推進課	【再掲】長期未整備都市計画道路見直し事業			
14	iii. 良好な交通環境づくり	⑤安全・快適な道路の整備	i. 身近な生活道路の整備	良好な地区の交通環境を形成するとともに、地域の防災・日照・通風等の環境を確保するよう市街地の整備状況や自動車交通とのバランスを考慮し、地区の特性に応じた適切な交通安全施設等の整備を進めます。	B	道路整備課	道路改良事業	住宅地内など身近な生活道路における良好な交通環境を形成するとともに、市街地の整備状況や交通量とのバランスを考慮し、住宅地の特性に応じた適切な生活道路の整備を進める。	B	道路整備課	【再掲】道路改良事業	道路基本整備計画に基づく市道の整備延長（m） 市民ボランティア団体の累計数（団体） 私道整備助成金の開始時期（〇年〇月） 私道整備助成金の累計件数（件）
—				—	—	—	B	道路整備課	道路施設修繕事業			
—				—	—	—	B	道路整備課	道路施設維持管理事業			
15	—	—	—	—	B	道路整備課	道路台帳整備事業	—	B	道路整備課	【再掲】道路台帳整備事業	—
—				—	—	—	B	道路整備課	道路照明灯整備事業			
—				—	—	—	A	道路整備課	橋梁長寿命化修繕計画策定事業			
16	—	—	—	—	B	まちづくり推進課	【再掲】長期未整備都市計画道路見直し事業	—	—	—	—	—
—				—	—	—	B	道路整備課	【再掲】道路施設修繕事業			
—				—	—	—	B	道路整備課	【再掲】道路施設維持管理事業			
16	—	—	—	—	—	—	—	—	B	みどり公園課	【再掲】花と緑のまちづくり事業	—
—				—	—	—	B	道路整備課	私道整備助成事業			
—				—	—	—	B	道路整備課	私道整備助成事業			

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）				令和6年度までの事業（計画改定時点）				進捗状況（指標）	
				施策	達成状況	担当課	関連事業・制度名等	施策	達成状況	担当課	関連事業・制度名等		
17	iii.良好な交通環境づくり （前頁から続き）	⑤安全・快適な道路の整備 （前頁から続き）	ii.交通規制の改善	身近な生活道路は、交通安全施設整備の充実とともに、住宅地内への自動車の交通量や速度の抑制などの交通規制の推進に努め、児童、高齢者、障害者への対策を重点においた歩行者の安全対策を講じていきます。	B	まちづくり推進課	道路安心・安全緊急改良事業	交通安全施設の整備の充実とともに、住宅地内など一定の区域内における速度抑制や幹線道路からの通過交通の抑制などを図るため、既に指定されている幸町2丁目や三原1丁目などのゾーン30や、一步通行、時間帯による車両規制などの交通規制の推進を図り、子ども、高齢者、障害のある人など誰もが安全に通行できるように歩行者の交通安全対策を実施する。特に、通学路や交通事故の危険性の高い交差点などを優先して交通安全対策を実施する。	B	まちづくり推進課	【再掲】交通安全啓発推進事業	道路あんしん緊急プログラムの実施状況 交通規制を実施している路線累計数（本） アメニティロード化基本計画協議会の設置時期（〇〇年） 朝霞駅南口交通安全対策協議会設置時期（〇〇年） 東弁財地区生活道路安全対策協議会設置時期（〇〇年） 自転車安全運転実地指導の実施（〇〇年～） ※実施回数もわかれば	
—					—	—	—	—	—	B	まちづくり推進課		【再掲】交通安全施設事業
—					—	—	—	—	—	A	まちづくり推進課		道路安心・安全緊急改良事業
18				一方通行や時間帯による車両規制などの具体的な方策検討にあたっては、地域住民等の意向を踏まえて進めていきます。	B	道路整備課	【再掲】朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業	具体的な交通安全対策の検討にあたっては、地域住民などの意向をふまえて進める。	B	まちづくり推進課	【再掲】交通施策推進事業		
—	—	—	—		—	—	D	道路整備課	【再掲】朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業				
—	—	—	—		—	—	B	道路整備課	【再掲】道路施設維持管理事業				
19				—	—	—	—	自転車や歩行者の交通ルールの啓発などにより、交通マナーの向上と事故防止を図る。	B	まちづくり推進課	【再掲】交通安全啓発推進事業		
20		⑥公共交通網などの充実・整備	—	公共交通サービスの利用圏外となっている地区の解消や、高齢化社会に対応した交通手段の確保に向けて市内の近距離交通機関の充実が必要であることから、市内循環バス（わくわく号）の運行ルート見直しや拡充を検討するとともに、路線マップや時刻表の配布など、利用促進のための情報提供に努めます。	B	まちづくり推進課	市内循環バス運営事業	高齢化社会に対応した交通手段の確保に向けて市内の近距離交通機関の充実が必要であることから、コミュニティバスの運行ルートの見直しや拡充を進め、公共交通サービスの利用が不便な公共交通空白地区の解消や、利便性の向上を図るとともに、路線マップや時刻表の配布、運行情報の発信など、利用促進のための情報発信に努める。	C	まちづくり推進課	【再掲】市内循環バス運営事業	【再掲】武蔵野線旅客輸送改善対策協議会及び東武東上線改善対策協議会への要望活動状況（対象年度に実施した回数） 【再掲】市内循環バスバスロケーションシステムの導入時期（〇年〇月） 道路基本整備計画に基づく道路拡充整備率（%） 市内循環バスわくわく号の運行の累計本数（本） 交通空白地区への実証実験の時期（〇年〇月）	
21					B	まちづくり推進課	【再掲】市内循環バス運営事業	隣接都市との連携などによる運行サービスの充実についても検討していきます。	B	まちづくり推進課	【再掲】交通施策推進事業		
—					—	—	—	—	B	まちづくり推進課	【再掲】市内循環バス運営事業		
22					B	まちづくり推進課	【再掲】市内循環バス運営事業	民間バス等の公共交通機関の利用を促進するため、事業者に対し輸送力の増強や路線の維持強化を働きかけていきます。	B	まちづくり推進課	【再掲】交通施策推進事業		
—	—	—	—	—	B	まちづくり推進課	【再掲】市内循環バス運営事業						
23		⑦その他交通施設などの充実・整備	i.交通結節点の整備	鉄道駅周辺においては、駅前広場や駅へのアクセス（接続）道路等の整備をはじめ、交通機関相互の円滑な乗り継ぎが行われるよう交通結節機能（駅舎、自由通路、バス・タクシー乗降場、周辺道路）を総合的に充実させるとともに、ユニバーサルデザイン（誰もが快適に利用できるデザイン）化。（例えば車椅子・ベビーカー利用者等誰もが移動しやすいバス・タクシー乗降場の整備や視覚障害者、子ども、高齢者等誰もが理解しやすいサイン（案内掲示板等）の整備等。）を図ります。	B	まちづくり推進課	【再掲】駅東通線整備事業	鉄道駅周辺においては、駅前広場や駅へのアクセス道路などの整備をはじめ、交通機関相互の円滑な乗り継ぎが行われるよう交通結節機能（駅舎、自由通路、バス・タクシー乗降所、周辺道路）を総合的に充実させるとともに誰もが快適に利用できるようユニバーサルデザイン化を図る。	B	まちづくり推進課	【再掲】駅東通線整備事業	5か所の駅前広場の整備状況（〇箇所整備済み）	
—					—	—	—		—	A	まちづくり推進課		朝霞駅北口周辺地区整備事業
—	—	—	—	—	A	まちづくり推進課	朝霞駅南口周辺地区整備事業	—	—	—	B	道路整備課	駅前広場改修事業
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	B	道路整備課	駅前広場施設改修事業
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	B	道路整備課	駅前広場管理事業
24		⑧新たな公共交通システムの導入検討	ii.駐車場	朝霞駅南口および北口の駅前広場における自転車駐車場の整備や、公共・民間の役割分担による駐車場の確保促進など、鉄道駅と公共交通・歩行者等との連携を考慮し、市民が利用しやすい自転車・自動車の駐車場の整備や利用の促進を図ります。	A	まちづくり推進課	【再掲】朝霞駅北口周辺地区整備事業	朝霞駅南口及び東口の駅前における行政・企業（事業者）の役割分担による自転車・自動車の駐車場の確保促進など、鉄道駅と公共交通・歩行者等との連携を考慮し、市民が利用しやすい駐車場の整備や利用の促進を図る。特に、自転車駐車場については、駅周辺の歩行空間の活用も検討する。	B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業	大型自転車駐車場の台数（台） 125CC未満の駐車場の台数（台）	
—					—	—	—		—	B	まちづくり推進課		【再掲】自転車駐車場管理運営事業
—					—	—	—		—	B	まちづくり推進課		【再掲】自転車駐車場改修事業
25		⑨新たな公共交通システムの導入検討	—	環境負荷の低減や二酸化炭素排出量の削減、交通渋滞の解消などを旨とし、本市の総合的な交通環境の改善を図るとともに、自転車や公共交通機関利用への転換促進、低公害車の普及促進など、新たな公共交通システム導入等の検討を進めます。	B	環境推進課	環境基本計画	環境負荷の低減や二酸化炭素排出量の削減、交通渋滞の解消などを旨とし、本市の総合的な交通環境の改善を図るため、自転車や公共交通機関利用への転換促進、新たな公共交通システム導入などの検討を進める。	B	環境推進課	環境基本計画策定事業（環境基本計画）	【再掲】シェアサイクルのポート設置累計数（〇基） 自転車駐車場の台数（台）	
—					—	—	—		—	B	環境推進課		地球温暖化対策推進事業
—					—	—	—		—	B	まちづくり推進課		【再掲】交通施策推進事業
—					—	—	—		—	C	まちづくり推進課		【再掲】市内循環バス運営事業

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（指標）				
				施策	達成状況	担当課	関連事業・制度名等	施策	達成状況		担当課	関連事業・制度名等		
23	iii. まちの魅力を生み出す景観づくり（前頁から続き）	⑥まちのうるおいとなる景観形成（前頁から続き）	iii. 先導的な景観づくりとしての公共施設	地域に身近な学校や公民館などの公共施設においては、周辺環境に馴染むような色彩や形態に配慮するとともに、敷地内の緑化や街路樹の整備等による統一感や連続性の演出を図るなど、地域の景観形成のモデルともなるように努めます。	B	財産管理課	営繕行政事業	地域に身近な学校や公民館などの公共施設の整備にあたっては、周辺環境になじむような色彩や形態に配慮するとともに、敷地内の緑化や街路樹の整備などによる統一感や連続性の確保を図るなど、地域の景観形成のモデルとなるように努める。	B	財産管理課	営繕行政事業	【再掲】緑被率の推移（%）		
24				⑦地域資源を生かした景観形成	i. 地域に身近な資源の活用	個性あるまちなみを創出するため、緑や坂道などを活かした景観形成を図ります。	B	文化財課	文化財保護普及事業	地域の特性を生かしたまちなみを創出し、誰もが住み続けたい、訪れたいと感じられるまちを目指すため、緑や坂道などを生かした景観形成を図る。	B		文化財課	文化財保護普及事業
25				斜面林や湧水などの自然資源、川越街道膝折宿や社寺および民家や屋敷林などの文化・歴史資源は、いずれも朝霞の原風景を成す景観形成に重要な要素であることから、これらの資源の活用を検討します。	B	文化財課	【再掲】文化財保護普及事業	黒目川などの河川や斜面林、湧水などの自然資源、川越街道膝折宿、社寺、民家や屋敷林などの文化・歴史資源は、いずれも朝霞の原風景を残しており、景観形成において重要な要素であることから、これらの活用を検討する。	B	文化財課	【再掲】文化財保護普及事業			
26				整備された椋塚古墳歴史広場とともに、旧高橋家住宅等の既に計画されている歴史資源の整備・活用を推進します。	B	文化財課	旧高橋家住宅管理運営事業	整備された椋塚古墳歴史広場、旧高橋家住宅など歴史資源の活用を図る。	B	文化財課	旧高橋家住宅管理運営事業			
					B	文化財課	【再掲】文化財保護普及事業		B	文化財課	【再掲】文化財保護普及事業			
					B	文化財課	指定文化財等保護管理事業		B	文化財課	指定文化財等保護管理事業			
27				残存する伸銅工業施設など、地場産業の発祥としての歴史を継承する建築物等については、所有者の意向等をふまえつつ、まちづくり資源としての保護・活用等を検討します。	B	文化財課	【再掲】指定文化財等保護管理事業	残存する伸銅工業施設など、地場産業の発祥としての歴史を継承する建築物などについては、所有者の意向などをふまえつつ、景観形成におけるまちづくり資源として保護・活用などを検討する。	B	文化財課	【再掲】指定文化財等保護管理事業			
28				—	—	—	—	「シティ・セールス朝霞ブランド」に認定できるような地域資源を発掘するほか、新たな地域資源を創出し、シティ・セールスの一環として活用を図る。	B	シティ・プロモーション課	シティ・プロモーション事業			
29				ii. 市民参加による景観づくり	—	—	—	—	朝霞市景観計画に基づき、届出制度の活用による周辺の景観を大きく阻害しない施設づくりの誘導や、地域の特性を生かした協働による景観づくりを推進する。	B	まちづくり推進課		【再掲】景観まちづくり推進事業	
						—	—	—	開発建築課	【再掲】建築行政事業				
30	生活に最も身近な空間となる住宅地においては、生垣助成等の充実検討や、地域住民の合意形成のもと、緑化やまちなみ形成に関わるルールづくりへの支援により、潤いと落ち着きのある良好な景観を誘導します。	A	まちづくり推進課			【再掲】景観まちづくり推進事業	生活に最も身近な空間となる宅地においては、地域住民の合意形成のもと、緑化やまちなみ形成に関わるルールづくりへの支援により、安全で快適な住み心地の良い景観づくりを誘導する。	B	まちづくり推進課	【再掲】景観まちづくり推進事業				
31	—	—	—	—	—	—	B	みどり公園課	【再掲】緑化推進事業					
32	iv. 循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり	⑧環境に配慮した施設などの整備	—	地球環境への関心の高まりをふまえ、環境共生住宅や省エネルギー住宅等の整備のあり方について検討します。	B	環境推進課	太陽光システム設置費補助事業	地球環境への関心の高まりをふまえ、環境共生住宅や省エネルギー住宅などの整備のあり方や、環境負荷の少ない自然再生エネルギー利用などについて検討を進める。	B	環境推進課	太陽光システム設置費補助事業	長期優良住宅の認定累計件数（件） 低炭素建築物の認定建築の累計件数（件） 建築物省エネ法の認定の累計件数（件） 公共施設の事業活動で発生する温室効果ガスの集計結果 朝霞市創エネ・省エネ設備設置費補助金交付の累計件数（件） 建築リサイクル法の届け出累計件数（件） 公共施設の木造・内装木質化及び県産木材の利用拡大促進率（%）		
				—	—	—	—	—	B	環境推進課	公害防止環境調査事業			
				—	—	—	—	—	—	B	環境推進課		環境施策の推進に係る協働体制確立事業	
				—	—	—	—	—	—	B	環境推進課		環境意識啓発事業	
				—	—	—	—	—	—	B	環境推進課		【再掲】地球温暖化対策推進事業	
33	—	—	—	—	—	—	B	環境推進課	再生可能エネルギー普及推進事業					
34	一定規模以上の建設工事の実施に当たっての分別解体および再資源化など、建設工事に係るリサイクルを一層促進します。	B	環境推進課	環境美化事業	一定規模以上の建設工事の実施に当たっての分別解体及び再資源化など、建設工事に係るリサイクルなど環境に配慮した取り組みを一層促進する。	B	環境推進課	【再掲】環境美化事業						
35	地産地消の効果や、適切な森林の保全・整備による災害の防止、水資源の確保など森林のもつ公益的機能の向上、木材の再利用による循環型社会の構築などの観点から、埼玉県が公共施設の木造・内装木質化および県産木材の利用拡大を促進していることを踏まえ、本市においてもその促進を検討します。	B	開発建築課	建築協定啓発事業	地産地消の効果や、適切な森林の安全・整備による災害の防止、水資源の確保など森林のもつ公益的機能の向上、木材の再利用による循環型社会の構築などの観点から、埼玉県が公共施設の木造・内装木質化及び県産木材の利用拡大を促進していることから、本市においても検討を進める。	B	開発建築課	【再掲】建築行政事業（建築協定啓発事業）						
	—	—	—	—	—	—	B	財産管理課	【再掲】営繕行政事業					
36	⑨雨水流出抑制の推進	—	健全な水循環の維持や再構築のため、道路改修や整備における透水性舗装や、公共施設をはじめとする雨水浸透ますの設置、地下水のかん養（水が自然にしみこむこと。）を図るための貯留施設や浸透施設等の普及など、まちづくりにおける一体的な促進を検討します。	B	環境推進課	周辺環境対策事業	健全な水循環の維持や再構築のため、道路改修や整備における透水性舗装や、公共施設をはじめとする雨水浸透ますの設置や、地下水のかん養を図るための浸水施設などの普及など、まちづくりにおける一体的な対策を図る。	B	環境推進課	周辺環境対策事業	【再掲】開発条例協議書締結の累計件数（件）			
			—	—	—	—	—	B	道路整備課	水路改修事業				
			—	—	—	—	—	—	B	道路整備課		水路管理事業		
37	—	—	—	—	—	—	B	開発建築課	【再掲】開発許可等指導事業					

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（指標）		
				施策	達成状況	担当課	関連事業・制度名等	施策	達成状況		担当課	関連事業・制度名等
1	i. 特性に応じた市街地づくり	①土地区画整理事業を実施している地区	—	現在実施している土地区画整理事業地区については、道路や公園などの都市基盤が整備された良好な市街地の形成を目指し、引き続き当該事業を推進します。	B	まちづくり推進課	根岸台五丁目土地区画整理推進事業	現在実施している土地区画整理事業地区については、引き続き当該事業を推進し、道路や公園などの都市基盤が整備された良好な市街地の形成を目指す。	A	まちづくり推進課	根岸台五丁目土地区画整理事業（組合施行）	完了した土地区画整理事業名（〇〇土地区画整理事業〇年〇月換地処分） あずま南土地区画整理事業の事業認可時期（〇年〇月）
					A	まちづくり推進課	向山土地区画整理推進事業		A	まちづくり推進課	岡一丁目土地区画整理事業（個人施行）	
					A	まちづくり推進課	広沢土地区画整理事業		A	まちづくり推進課	宮戸二丁目土地区画整理事業（組合施行）	
					—	—	—		B	まちづくり推進課	あずま南地区土地区画整理推進事業	
2	②土地区画整理事業の完了地区	—	土地区画整理事業の実施により、道路や公園などの都市基盤の整備が行われた地区については、基盤整備による土地利用の質の向上を維持し、より高めていくため、建て語り（建物が密集した状態）の防止、建築物の形態、規模や用途の混在の程度を適切にコントロールして良好な居住環境を維持・創出します。	B	まちづくり推進課	北朝霞土地区画整理事業	土地区画整理事業の実施により、道路や公園などの都市基盤整備が行われた地区については、建て語り（建物が密集した状態）の防止、建築物の形態、規模や用途の混在程度を適切にコントロールして良好な居住環境を維持・創出する。	A	まちづくり推進課	北朝霞土地区画整理事業	土地区画整理事業実施済み件数（件）	
				—	—	—		B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業		
				—	—	—		B	開発建築課	【再掲】建築行政事業		
3	③基盤整備の検討地区	—	狭あい道路（幅員4m未満）が多く、道路や公園などの都市基盤の不足が見られ、木造住宅などが密集する地区については、震災時などにおける防災機能の向上や居住環境の改善を図る必要があります。	B	開発建築課	都市計画許可事業	狭あい道路が多く、道路や公園などの都市基盤の不足が見られる地区や、木造住宅、老朽住宅などが密集する駒込駅周辺や朝志ヶ丘地区、三原地区などについては、震災時などにおける防災機能の向上や居住環境の改善を図る必要がある。	B	開発建築課	【再掲】開発許可等指導事業（都市計画許可事業）	立地適正化計画の策定期間（住宅密集市街地の掲載） 耐震補助金交付累計件数（件） 積水リードタウンの開発時期（〇年〇月）	
				—	—	—		B	まちづくり推進課	安全なまちづくり推進検討事業		
				B	まちづくり推進課	【再掲】安全なまちづくり推進検討事業		B	開発建築課	建築物耐震化促進事業		
4	④地域にふさわしいまちづくりに向けた活動の推進	—	敷地・建物の共同化や既存住宅の耐震化などを促進するとともに、道路や公園などのオープンスペース（空地）の確保を図り、その段階的な整備により住環境の改善・向上を進めます。	B	まちづくり推進課	【再掲】安全なまちづくり推進事業	敷地・建物の共同化や既存建築物の耐震化などを促進するとともに、道路や公園などのオープンスペース（空地）の確保を図り、その段階的な整備により住環境の改善・向上に努める。	B	まちづくり推進課	【再掲】安全なまちづくり推進検討事業	立地適正化計画の策定期間（住宅密集市街地の掲載） 耐震補助金交付累計件数（件） 積水リードタウンの開発時期（〇年〇月）	
				—	—	—		B	開発建築課	建築物耐震化促進事業		
5	④地域にふさわしいまちづくりに向けた活動の推進	—	根岸台3丁目の大規模工場跡地周辺や大字台地内の東地区の一部のように、今後地域の活性化などに資することが期待される地区については、土地区画整理事業などによる都市基盤整備を検討する。	B	まちづくり推進課	【再掲】事業用地維持管理事業	根岸台3丁目の大規模工場跡地周辺や大字台地内の東地区の一部のように、今後地域の活性化などに資することが期待される地区については、土地区画整理事業などによる都市基盤整備を検討する。	B	まちづくり推進課	【再掲】事業用地維持管理事業	立地適正化計画の策定期間（住宅密集市街地の掲載） 耐震補助金交付累計件数（件） 積水リードタウンの開発時期（〇年〇月）	
—				—	—	B		まちづくり推進課	【再掲】あずま南地区土地区画整理推進事業			
6	④地域にふさわしいまちづくりに向けた活動の推進	—	—	—	—	—	住民が主体的にまちづくりのルールを決めることができる地区計画や建築協定などの活用を促進することで、住環境の向上や商業空間におけるぎわいの創出を図るとともに、地域特性に応じたまちづくりを進める。	B	まちづくり推進課	【再掲】都市計画総務事務事業	地区計画の地区数（箇所） 空家等対策計画の策定期間（〇年〇月） マンション管理適正化推進計画の策定期間（〇年〇月）	
7				—	—	—		B	開発建築課	空き家対策事業		
8	ii. 上下道の整備・充実	⑤安全・安心な水の供給	—	既存水源の有効活用、浄水施設・配水管路等の適切な維持・管理とともに、災害時対応をふまえた配水管の耐震性向上を図ります。災害時に備え、浄水場など施設の耐震性向上や、市内にある東京都朝霞浄水場との連携についても検討を進めます。災害時の飲料水等確保の観点から、井戸や地下水を使用している事業者・所有者等に対する協力が得られるための協定等の整備を進めます。	B	水道施設課	浄水場維持管理事業	水道施設の耐震化や老朽施設の更新を推進し、安全・安心な水の安定供給に努める。災害時の給水を確保するため、応急給水所の整備とともに、埼玉県や市内にある東京都朝霞浄水場との連携を図る。	B	水道施設課	水道施設耐震化・老朽管更新事業（水道施設耐震化事業） （水道管水圧不足改善事業） （老朽管更新事業） （私道給水管布設替整備補助事業） （私道老朽管布設替整備費補助事業）	上下水道耐震化率（%） 上下水道老朽管の整備延長（m）
					B	水道施設課	導水管・配水管・給水管消火栓維持管理事業		B	水道施設課	導水管・配水管・給水管維持管理事業（導水管・配水管・給水管消火栓維持管理事業）	
					B	水道施設課	水道施設耐震化事業		B	水道施設課	水道事業健全運営事業	
					B	水道施設課	私道給水管布設替整備補助事業		B	水道施設課	水道料金収納検討事業	
					B	水道施設課	私道老朽管布設替整備補助事業		B	上下水道総務課	水道事業健全運営事業	
					B	水道施設課	老朽管更新事業		B	上下水道総務課	水道料金収納検討事業	
					B	水道施設課	水道管水圧不足改善事業		B	上下水道総務課	応急給水施設資機材拡充事業	
					—	—	—		B	上下水道総務課	漏水調査事業	
9	⑥水道事業の健全運営	—	—	—	—	—	給水量の減少傾向が引き続き見込まれることから、浄水場など施設規模の適正化を図り、将来の更新費や維持管理費を削減し、水道事業の健全な運営に努める。	B	上下水道総務課	【再掲】水道事業健全運営事業	水道基本計画（平成24年策定）	
				—	—	—		B	上下水道総務課	貯蔵品及び水道メーター定期交換維持管理事業		
				—	—	—		B	上下水道総務課	浄水場施設等更新事業		
				—	—	—		B	上下水道総務課	給水審査事務事業		
				—	—	—		B	上下水道総務課	漏水調査事業		
10	iii. 公共下水道の整備	⑦汚水排水施設の整備	—	下水道は、汚水の排除や公共用水域の水質保全、衛生的な環境の維持、健全な水循環の確保など多くの役割を担っています。今後も、市街地の動向および都市基盤の整備状況との整合を十分に図るとともに、河川改修と整合を図りながら、下水道の未整備地域および浸水被害の多発している地区における排水施設等の整備を図ります。	B	下水道施設課	汚水管建設事業	旧暫定逆線引き地区の汚水管整備を行うなど、市街地の動向及び都市基盤の整備状況との整合を図りながら公共下水道の整備を進めるほか、汚水管、仲町ポンプ場などの下水道施設の適切な維持管理に努める。	B	下水道施設課	汚水整備事業	仲町ポンプ場の耐震化の状況 私道給水管布設替整備費補助金件数（件） 私道老朽管布設替整備費補助金件数（件）
					B	下水道施設課	下水道維持管理事業		B	下水道施設課	下水道維持管理事業	
					—	—	—		B	下水道施設課	汚水管建設事業	
11	⑦汚水排水施設の整備	—	下水道の利用できる区域における水洗便所への改造費用に対する融資あっせんや、私道排水設備工事に対する補助金の交付など、下水道の普及に対する取り組みを進めます。	B	下水道施設課	私道排水設備工事助成事業	下水道の利用できる区域における水洗便所への改造費用に対する融資あっせんや、私道排水設備工事に対する補助金の交付など、公共下水道の普及に対する取組を進める。	B	下水道施設課	【再掲】汚水整備事業（私道排水設備工事助成事業）	【再掲】私道給水管布設替整備費補助金件数（件） 【再掲】私道老朽管布設替整備費補助金件数（件）	
				B	環境推進課	合併処理浄化槽設置促進事業		B	下水道施設課	環境情報収集及び公営監視事業（合併処理浄化槽設置促進事業）		
12	⑧雨水浸水対策の推進	—	—	—	—	—	近年多発するゲリラ豪雨などによる浸水対策として、雨水幹線の整備や雨水流出抑制を推進する。	B	下水道施設課	【再掲】雨水整備事業	【再掲】私道給水管布設替整備費補助金件数（件） 【再掲】私道老朽管布設替整備費補助金件数（件）	
				—	—	—		B	道路整備課	【再掲】水路改修事業		
13	⑧雨水浸水対策の推進	—	—	—	—	—	雨水管、排水機場などの下水道施設の適切な維持管理に努める。	B	道路整備課	排水機場維持管理事業	排水機場維持管理状況	
				—	—	—		B	下水道施設課	下水道運営事業		
				—	—	—		B	下水道施設課	【再掲】下水道維持管理事業		

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（指標）			
				施策	達成状況	担当課	関連事業・制度名等	施策	達成状況		担当課	関連事業・制度名等	
1	i. 災害や犯罪に強いまちづくり	①災害（地震・火災・水害）に強いまちづくり	i. 市街地における防災性の向上	木造住宅や狭小住宅が密集している地域については、未接道な（建築基準法上の道路に接していない）住宅地、狭い道路（幅員4m未満）や行き止まり道路が多く、公園などのオープンスペース（空地）が確保されていないことから、ミニ区画整理事業（比較的小規模な地区における土地区画整理事業）や地区計画等により建築物の不燃化、耐震化、共同化等を促進するとともに、あわせて道路、公園等の都市基盤の整備を地区特性に応じて推進し、総合的な住環境の改善や災害に強い市街地の形成を図ります。	B	開発建築課	建築物耐震化促進事業	朝霞駅周辺や朝ヶヶ丘地区、三原地区などの木造住宅や狭小住宅が密集している地域については、道路に接していない住宅地、狭い道路や行き止まり道路が多く、公園などのオープンスペース（空地）が確保されていないことから、比較的小規模な地区における土地区画整理事業、防火地域・準防火地域の指定、地区計画制度などにより、建築物の不燃化、耐震化、共同化などを促進するとともに、地区の特性に応じて道路、公園などの都市基盤の整備を推進し、総合的な住環境の改善や災害に強い市街地の形成を図る。	B	開発建築課	【再掲】建築物耐震化促進事業	立地適正化計画の策定期間（〇年〇月）（防災指針の掲載）	
				B	危機管理室	建築行政事業災害活動事業	B		危機管理室	災害活動事業（建築行政事業災害活動事業）			
				B	まちづくり推進課	【再掲】安全なまちづくり推進事業	B		まちづくり推進課	【再掲】安全なまちづくり推進検討事業			
				B	みどり公園課	【再掲】緑化推進事業	B		みどり公園課	【再掲】緑化推進事業			
2			ii. 商業業務地における不燃化の促進	鉄道駅周辺の比較的建物密度の高い市街地や主要幹線道路の沿道地域においては、防火地域・準防火地域の指定を検討し、建築物の不燃化を促進するとともに、市街地の安全性を高めます。	B	まちづくり推進課	【再掲】安全なまちづくり推進事業	鉄道駅周辺の比較的建物密度の高い市街地や主要幹線道路の沿道地域においては、防火地域・準防火地域の指定を検討し、建築物の不燃化を促進するとともに、市街地の安全性を高めます。	B	まちづくり推進課	【再掲】安全なまちづくり推進検討事業	【再掲】立地適正化計画の策定期間（〇年〇月）（防災指針の掲載）	
3			iii. 水害に強いまちづくり	家屋浸水や道路冠水等の解消を図るため、雨水・排水施設、水路等の計画的な整備を進め、雨水処理機能を高めます。	B	道路整備課	水路改修事業	集中豪雨などによる家屋浸水や道路冠水の軽減を図るため、雨水排水施設、水路などの計画的な整備を進め、雨水処理機能を高めます。	B	道路整備課	【再掲】水路改修事業	【再掲】開発条例協議書締結の累計件数（件） 水路の整備状況（m） 排水機場の整備状況（箇所） 排水機場の排水の累計力量（m）	
				B	下水道施設課	雨水幹線等整備事業	B		下水道施設課	【再掲】雨水整備事業（雨水幹線等整備事業）（緊急雨水対策事業）			
				B	下水道施設課	緊急雨水対策事業	B		下水道施設課	【再掲】雨水整備事業（雨水幹線等整備事業）			
				B	道路整備課	排水機場維持管理事業	B		道路整備課	【再掲】排水機場維持管理事業			
4				道路や公共施設においては、透水性舗装、雨水浸透ますの設置を推進し、開発に際しては調整池などの雨水流出抑制施設の設置を誘導するとともに、住宅地における緑化や雨水浸透ますの設置等の促進、保水・遊水機能を有する農地・樹林地の維持・保全などにより総合的な治水対策を図ります。	B	道路整備課	【再掲】雨水幹線等整備事業	道路や公共施設においては、透水性舗装、雨水浸透ますの設置を推進し、開発事業などに際しては雨水貯留槽などの雨水流出抑制施設の設置を指導するとともに、住宅地や事業所における緑化や雨水浸透ますの設置などの促進、保水・遊水機能を有する農地・樹林地の維持・保全などにより総合的な治水対策を図る。	B	下水道施設課	【再掲】雨水整備事業（雨水幹線等整備事業）	【再掲】開発条例協議書締結の累計件数（件） 水路の整備状況（m） 排水機場の整備状況（箇所） 排水機場の排水の累計力量（m）	
				—	—	—	B	開発建築課	【再掲】建築行政事業				
				—	—	—	B	道路整備課	【再掲】水路改修事業				
				—	—	—	B	道路整備課	【再掲】水路管理事業				
5				存続する水路については、周辺の土地利用状況や求められる機能等を勘案し、必要な整備を計画的に促進するとともに、浸水防除の機能向上を図ります。	B	道路整備課	【再掲】水路管理事業	存続する水路については、周辺の土地利用状況や求められる機能等を勘案し、必要な整備を計画的に促進するとともに、浸水防除の機能向上を図る。	B	道路整備課	【再掲】水路管理事業		
6			iv. ライフライン施設の安全性の向上	都市生活を維持する上で不可欠な・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の耐震化により、災害時でも供給が出来るよう安全性・信頼性の向上を促進します。	B	水道施設課	【再掲】水道施設耐震化事業	都市生活を維持する上で不可欠な・下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設の耐震化により、災害時でも供給ができるよう安全性・信頼性の向上を促進する。	B	水道施設課	【再掲】水道施設耐震化・老朽管更新事業（水道施設耐震化事業）	公共施設等マネジメント実施計画の策定期間（〇年〇月） 学校長寿命化計画の策定期間（〇年〇月）	
				B	水道施設課	【再掲】導水管・配水管・給水管・消火栓維持管理事業	B		水道施設課	【再掲】導水管・配水管・給水管維持管理事業（導水管・配水管・給水管・消火栓維持管理事業）（私道老朽管布設整備費補助事業）			
				B	水道施設課	【再掲】私道老朽管布設整備費補助事業	B		下水道施設課	下水道維持管理事業			
				—	—	—	B		下水道施設課	【再掲】雨水整備事業			
				—	—	—	B		下水道施設課	【再掲】汚水整備事業			
				—	—	—	B		下水道施設課	ポンプ場耐震化事業			
				—	—	—	B		危機管理室	【再掲】防災対策事業			
				—	—	—	B		財産管理課	【再掲】営繕行政事業			
7				—	—	—	—	既存の公共施設については、維持費とともに環境への配慮も含め、できるだけ長期にわたって活用できるように計画的に適切な維持・管理を推進する。	B	財産管理課	【再掲】営繕行政事業		
				—	—	—	—	統廃合などにより使われなくなった施設については、地域の実情にあわせて新たな活用方を検討し、地域の活性化などに努める。	B	財産管理課	【再掲】営繕行政事業		
8				—	—	—	—						
				—	—	—	—						
9			v. 自主防災組織等の整備（中間見直し項目削除）	地域における防災活動の推進を図るため、自治会等を単位に自主防災組織の結成を促進します。また市民一人ひとりの参加意識の向上が重要であることから、自主防災活動の重要性や役割を啓発するとともに、災害時の受け入れ態勢の整備などボランティア活動の環境整備、ボランティアの育成、普及を図ります。	B	危機管理室	防災啓発事業						
10			②避難場所・避難道路の確保	i. 避難場所等の確保	朝霞市地域防災計画に基づき避難場所として指定されている市内の学校、公民館、保育園、公園等については、防災備蓄倉庫等の整備や耐震診断等の調査実施と、その結果に基づく改修を進め、施設の耐震対策を計画的に推進します。	B	危機管理室	災害予防対策・活動事業	朝霞市地域防災計画に基づき避難場所として指定されている市内の学校、公民館、保育園、公園などについては、耐震診断などの調査を実施し、その結果に基づく耐震化対策やバリアフリー化を進め、誰もが安全に避難できる場所としての機能確保を計画的に推進する。	B	危機管理室	地域防災推進事業（災害予防対策・活動事業）	地域防災計画の策定期間（〇年〇月） 避難場所の耐震化の整備累計箇所（箇所） 一時滞在施設及び自主防災活動拠点（地域コミュニティ強化拠点）の整備箇所数（箇所）
					B	危機管理室	防災対策事業	B		危機管理室	防災対策事業		
					B	危機管理室	災害活動事業	B		危機管理室	災害活動事業		
					A	危機管理室	危険地域調査事業	B		道路整備課	落橋防止対策事業		
					B	道路整備課	落橋防止対策事業	—		—	—		
					A	教育総務課	小学校耐震化事業	A		教育総務課	小学校耐震化事業		
11					市民センターなど、新たな避難場所の指定についても検討を進めるとともに、帰宅困難者のための一時滞在施設の確保、公園・緑地などについては自主防災活動の拠点（地域コミュニティ強化拠点）・避難地など多様な機能をもつオープンスペース（空地）としての整備を促進します。また、今後、市街地の広がりや災害危険性の変化などに伴い、随時、適切な避難場所の確保に努めます。	A	教育総務課	中学校耐震化事業	B	危機管理室	【再掲】防災対策事業		
					—	—	—	—	—	—			
12					キャンプ朝霞跡地については、避難地としての空地の確保など防災にも配慮した多面的活用を検討に努めます。	B	危機管理室	防災対策事業	基地跡地については、災害時の防災拠点として、避難地としての空地の確保などにより、防災にも配慮した多面的活用を検討する。	B	みどり公園課	【再掲】基地跡地暫定利用事業	
13			ii. 避難道路の確保	災害時において、地域住民が徒歩で安全に避難場所に到達できる道路や、生活物資・復旧物資の輸送路である緊急輸送道路、消防自動車が入り込めない消防活動の困難な区域の解消を図るための道路の一体的な整備推進を検討します。今後の宅地開発に際して、消防活動・避難活動に配慮した生活道路が整備されるよう指導を行います。災害時の避難路として想定される広幅員道路については、街路樹や植栽帯を設け防災機能を果たせることと、緩衝緑地等の防災緑地の整備に努めます。	B	みどり公園課	生産緑地管理事業	災害時において、地域住民が徒歩で安全に避難場所に到達できる道路、生活物資・復旧物資の輸送路である緊急輸送道路、消防自動車が入り込めない消防活動の困難な区域の解消を図るための道路の一体的な整備推進を検討する。	B	危機管理室	【再掲】防災対策事業	【再掲】立地適正化計画の策定（R5.3） 【再掲】街路樹の本数	
				—	—	—	B	開発建築課	【再掲】建築行政事業				
				—	—	—	B	みどり公園課	【再掲】生産緑地管理事業				
				—	—	—	B	道路整備課	【再掲】歩道整備事業				
14					—	—	—	今後の開発事業などに際して、消防活動・避難活動に配慮した生活道路が整備されるよう指導を行う。	B	開発建築課	【再掲】建築行政事業	【再掲】立地適正化計画の策定（R5.3） 【再掲】街路樹の本数	
					—	—	—	災害時の避難路として想定される広幅員道路については、街路樹や植栽帯を設け防災機能を果たせることと、緩衝緑地などの防災緑地の整備に努める。	B	みどり公園課	【再掲】生産緑地管理事業		
					—	—	—	高齢者・障害のある人など全ての人が円滑に避難できるように、十分な幅員の確保や段差の解消などに配慮した安全な歩行者空間を確保する。	B	道路整備課	【再掲】歩道整備事業		
					—	—	—		B	危機管理室	防災対策推進事業		
15					—	—	—	犯罪の起きる環境（状況）に着目し、道路・公園などの公共空間における適正な夜間照明の確保・充実などにより犯罪の誘発要因を取り除き、安全・安心な環境づくりを進めます。	B	みどり公園課	【再掲】公園施設改修事業	道路照明灯の累計本数（本） 防犯パトロールの実施回数（回）	
					—	—	—	犯罪の起きる環境（状況）に着目し、道路・公園などの公共空間における適正な夜間照明の確保・充実などにより犯罪の誘発要因を取り除き、安全・安心な環境づくりを進めます。	B	みどり公園課	【再掲】児童遊園改修事業		
					—	—	—		B	みどり公園課	【再掲】道路照明灯整備事業		
					—	—	—		B	みどり公園課	【再掲】道路照明灯整備事業		

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）				令和6年度までの事業（計画改定時点）				進捗状況（指標）	
				施策	達成状況	担当課	関連事業・制度名等	施策	達成状況	担当課	関連事業・制度名等		
18	i. 災害や犯罪に強いまちづくり（前頁から続き）	③市街地における防犯機能の向上（前頁から続き）	—	道路や公園等の整備に際しては、見通しを良くするなど周辺建物との配置の関係を考慮し、犯防の視点を計画段階から取り入れた整備を進めます。	B	危機管理室	【再掲】防犯対策推進事業	道路や公園などの整備に際しては、見通しを良くするなど周辺建物や植栽の配置を考慮し、犯防の視点を計画段階から取り入れた整備を進める。	B	危機管理室	【再掲】防犯対策推進事業	前頁と同じ	
—				—	—	—	—	—	—	B	みどり公園課		【再掲】公園施設改修事業
—				—	—	—	—	B	危機管理室	【再掲】防犯対策推進事業	防犯対策については、地域住民の防犯意識の向上が重要であることから、自主防犯パトロール隊などの組織の育成や、建物の配置やまちなみへの配慮など、防犯に留意したまちづくりに向けての普及啓発活動に努める。		B
19	ii. 全ての人がやさしいまちづくり	④利便性の高い「歩いて暮らせる」生活環境整備	—	居住・就業機能のみならず、商業・行政・医療・福祉・教育・娯楽等の多様な機能集積に資する土地利用を計画的に配置・誘導し、また、鉄道やバス等の公共交通機関の利用促進や利便性の向上を図り、過度に自動車に依存することなく日常の生活活動が比較的狭いより身近なところで可能となる小規模でも充実した市街地の形成を目指します。	B	こども未来課	センター児童館整備事業	商業・行政・医療・福祉・教育・文化などの日常生活に資する多様な都市機能を計画的に集積し、また、これらの拠点へのアクセスとして、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用促進や利便性向上を図ることで、角に自動車に依存することなく、子ども、高齢者、障がいのある人など誰もが身近な地域で日常生活に必要な買い物やサービス安心して受けられるように、小規模でも充実した市街地の形成を目指す。	A	こども未来課	センター児童館整備事業	市内循環バスの利用者数（人） 官民連携まちなか再生推進事業の実施	
20				—	—	—	—	—	—	B	まちづくり推進課		【再掲】交通施策推進事業
21				—	—	—	—	A	教育総務課	第四小学校改築事業	B		まちづくり推進課
22	⑤身近な生活空間のユニバーサルデザイン化の推進	i. 安心・快適に生活できる環境づくり	—	高齢者・障害者に限定せず、すべての人が円滑に移動できるよう、利便性および安全性に配慮した公共交通機関・施設の整備を促進するとともに、十分な幅員の確保や段差の解消等に配慮した安全な歩行者空間の確保に努めます。	B	長寿はつらつ課	高齢者バス・鉄道共通カード事業	高齢者・障害のある人に限定せず、すべての人が円滑に移動できるよう、利便性及び安全性に配慮した公共交通機関・施設の整備を促進するとともに、十分な幅員の確保や段差の解消、点字ブロックの配置などに配慮した安全な歩行者空間の確保に努める。	B	長寿はつらつ課	高齢者バス・鉄道共通カード事業	朝霞市道の延長（m） 福祉の計画の見直し累計回数（回）	
23				—	—	—	—	—	—	B	道路整備課		【再掲】歩道整備事業
24				—	—	—	—	B	生涯学習・スポーツ課	スポーツ施設改修事業	B		生涯学習・スポーツ課
25	ii. 公共施設等の整備	—	—	埼玉県福祉のまちづくり条例や朝霞市福祉のまちづくり基本方針に基づき、道路、公園、病院、福祉施設、商業施設、マンション・学校等、多くの人が利用する建築物のユニバーサル（誰もが快適に利用できる）デザイン化（例えば車椅子・ベビーカー利用者等でも移動できる空間の整備、玄関・廊下などの段差解消や、誘導用ブロックの設置等。）を図り、不特定多数の利用者に配慮された施設利用の円滑化を促進します。	—	—	—	埼玉県福祉のまちづくり条例や朝霞市福祉のまちづくり基本方針に基づき、道路、公園、病院、福祉施設、商業施設、マンション、学校など、多くの人が利用する建築物のユニバーサルデザイン化を図り、不特定多数の利用者に配慮された施設利用の円滑化を促進する。	B	財産管理課	【再掲】営繕行政事業	ユニバーサルデザイン化された公共施設の数（箇所） 公共施設等マネジメント実施計画に沿った改修の累計回数（回）	
26				—	—	—	—	—	—	B	開発建築課		【再掲】建築行政事業
27				—	—	—	—	B	財産管理課	営繕行政事業	B		財産管理課
28	⑥ライフステージにあわせた住環境形成	—	—	ハード面のユニバーサルデザイン化とあわせ、福祉施策との連携といったソフト面の充実を図り、すべての人が安心・快適に生活できる環境づくりや、より使いやすく利用できるためのサービス充実のための啓発を進めます。	—	—	—	ハード面のユニバーサルデザイン化とあわせ、福祉施策との連携といったソフト面の充実を図り、すべての人が安心・快適に生活できる環境づくりや、より使いやすく利用できるためのサービス充実のための啓発を進める。	B	財産管理課	【再掲】営繕行政事業	朝霞和光資源循環組合負担事業	
29				—	—	—	—	—	—	B	資源リサイクル課		朝霞和光資源循環組合負担事業
30				—	—	—	—	—	—	—	B		財産管理課
31	—	—	—	市民が多様な生活様式に応じて住宅を選択できるよう、必要な支援策を検討します。	B	開発建築課	市営住宅事業	市民が多様な生活様式に応じて住宅を選択できるよう必要な支援策を検討する。	B	開発建築課	住宅政策事業（市営住宅事業）	市営住宅借り上げ戸数（戸） 空き家相談の件数（件） 高齢者住宅の戸数（戸） 介護予防を目的とした住宅改修を行う方及び階段昇降機を設置する方に助成累計件数（件）	
32				—	—	—	—	—	—	B	開発建築課		【再掲】空き家対策事業
33				—	—	—	—	B	開発建築課	【再掲】空き家対策事業	B		開発建築課
34	—	—	—	入居が敬遠されがちな高齢者等の居住の安定を確保するため、優良な賃貸住宅の整備や円滑な入居に向けた環境の整備を促進します。	B	長寿はつらつ課	高齢者住宅支援事業	入居が敬遠されがちな高齢者などの居住の安定を確保するため、優良な賃貸住宅の整備や円滑な入居に向けた環境の整備を促進する。	B	長寿はつらつ課	高齢者住宅支援事業	市営住宅借り上げ戸数（戸） 空き家相談の件数（件） 高齢者住宅の戸数（戸） 介護予防を目的とした住宅改修を行う方及び階段昇降機を設置する方に助成累計件数（件）	
35				—	—	—	—	—	—	B	長寿はつらつ課		【再掲】高齢者住宅支援事業
36				—	—	—	—	B	長寿はつらつ課	【再掲】高齢者住宅支援事業	B		長寿はつらつ課
37	—	—	—	高齢者・障害者等の自立や介護に対応した住宅の普及を促進し、加齢等によって身体機能が低下したり、障害が生じたりした場合においても住み慣れた住宅で暮らし続けることができるようユニバーサルデザイン（誰もが快適に利用できるデザイン）化などへの支援体制の充実を図ります。	B	長寿はつらつ課	【再掲】高齢者住宅支援事業	高齢者・障害のある人などの自立や介護に対応した住宅の普及を促進し、加齢等によって身体機能が低下したり、障害が生じたりした場合においても住み慣れた住宅で暮らし続けることができるようユニバーサルデザイン化などへの支援体制の充実を図る。	B	長寿はつらつ課	【再掲】高齢者住宅支援事業	市営住宅借り上げ戸数（戸） 空き家相談の件数（件） 高齢者住宅の戸数（戸） 介護予防を目的とした住宅改修を行う方及び階段昇降機を設置する方に助成累計件数（件）	
38				—	—	—	—	—	—	B	開発建築課		【再掲】住宅政策事業（市営住宅事業）
39				—	—	—	—	B	開発建築課	【再掲】住宅政策事業（市営住宅事業）	B		長寿はつらつ課
40	—	—	—	公営住宅については、住宅に困窮する市民の他、特に高齢者や低所得者に向けた住戸の供給の充実を検討します。	B	開発建築課	【再掲】市営住宅事業	公営住宅については、住宅に困窮する市民のほか、特に高齢者や低所得者に向け、市が借り上げた公営住宅の提供を行うとともに、適切な維持管理に努める。	B	開発建築課	【再掲】住宅政策事業（市営住宅事業）	市営住宅借り上げ戸数（戸） 空き家相談の件数（件） 高齢者住宅の戸数（戸） 介護予防を目的とした住宅改修を行う方及び階段昇降機を設置する方に助成累計件数（件）	
41				—	—	—	—	—	—	B	長寿はつらつ課		【再掲】高齢者住宅支援事業
42				—	—	—	—	—	—	—	B		開発建築課